

令和4年10月24日
財務部経理課

世田谷区建設工事総合評価方式入札試行実施の検証について

1 主旨

区では、令和3年2月の世田谷区公契約適正化委員会からの答申や区の公契約の現況等を踏まえ、公契約条例の趣旨を入札制度に具体的に反映させ、品質と価格のバランスを競う入札を目指す、世田谷区建設工事総合評価方式入札を導入し、今年度より試行として実施しているところである。本格実施へ向け、現在までの入札結果や入札参加事業者へのアンケート結果による検証を行ったので、報告する。

2 令和4年度試行実施の基本的な考え方

建設工事総合評価方式入札で行う対象案件は様々な発注工種・発注格付となるよう選定し、対象案件数は各工種年間発注数の1割程度を見込んで実施している。

3 検証方法

令和4年9月30日現在、実施した15件（土木5件、建築5件、設備4件、造園1件）を対象として、以下の観点から検証した。

(1) 事業者の得点状況等の検証

今回新たに評価項目に加えた公契約条例に基づく取組みの評価項目である公契約評価点、その他施工能力評価点、地域貢献評価点の得点状況、価格点の得点状況とともに、価格点とそれ以外の評価点とのバランス、発注工種・格付ごとの得点の傾向について検証した。【別紙1-1、1-2参照】

(2) 従来の入札との比較

各試行案件と参加要件が類似する過去の価格競争入札及び従来の施工能力審査型総合評価方式と比較し、入札参加者数、応札率、落札率等の状況を検証した。【別紙2参照】

(3) 事業者アンケートの検証

入札参加事業者に対し、建設工事総合評価方式に関するアンケートを実施した。本制度に対する理解度や参加意欲、各評価項目の達成状況等を取りまとめ、検証した。【別紙3参照】

4 検証結果

(1) 事業者の得点状況等の検証

① 価格点

- ・ 価格点の得点状況については、ばらつきが見られた。
- ・ 品質と経済性のバランスが最適と考えられる評価基準価格付近での応札が多い工種もある一方、予定価格から評価基準価格付近まで応札が分散している工種、予定価格付近に応札が集中している工種も見られた。
- ・ 評価基準価格を下回る価格帯に応札が集中した案件はなかった。
- ・ これらから、本制度の価格評価が重視する品質とのバランスや過度な低価格入札対策に沿った応札行動が一定程度確認できるものの、価格評価以外の評価点の得点状況の変化もあわせ、案件数を増やして引き続き検証していく必要がある。

② 価格点以外の評価点

- ・ 公契約評価点については、評価項目により得点にばらつきが見られた。
- ・ 「労働福祉の状況」や「建設キャリアアップシステム」では、比較的多くの事業者が得点している一方、「賃金支払の状況」「労働安全衛生」では得点率が低い。
- ・ 「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」「障害者雇用」「若年者雇用」については、概ね得点率が低いが、これらの項目は、発注格付に応じて一部の案件に適用しているため試行件数が少なく、今後更に検証を重ねていく必要がある。
- ・ 価格点以外の評価点全体平均としては5割程度の得点状況であり、事業者によっても評価項目の達成状況が異なっているため、今後も競争性の確保や事業者の取り組み意欲の向上に繋げることが可能と考えられる。

③ 価格点とそれ以外の評価点とのバランス

- ・ 評価点のバランスについては、試行実施した15件のうち、価格点及び価格点以外の評価点ともに1位の事業者が落札した案件は過半の8件であった。
- ・ 一方、価格点が1位ではない事業者が落札した案件は6件あり、価格点は1位だがその他の評価点が1位でない事業者が落札した案件は1件であった。
- ・ これらから、品質と価格のバランスを競う総合評価方式の特徴が一定程度機能していると考えられるが、価格点及びそれ以外の評価点と同様に、今後の試行の動向を引き続き検証していく必要がある。

(2) 従来の入札との比較

- ・ 制度内容や工事内容等の条件が異なるため一概に比べることは難しいものの、価格競争入札との比較、従来の施工能力審査型総合評価方式との比較いずれにおいても、全体の傾向として入札参加者数、応札率、落札率は従来の入札での平均と大きな乖離はなく、参加の敬遠や落札価格の大幅な上昇は見られない。
- ・ また、検証時点においては低入札価格調査となった案件や不調となった案件は

発生していない。

- ・従来の総合評価方式との比較においては、価格点が1位でない者が落札した割合が高くなっている。
- ・一方、個々の案件では平均の数値と乖離している点もあり、試行件数が少ないことから、今後も検証を継続していく必要がある。

(3) 事業者へのアンケートの検証

- ・制度の理解度や参加意欲について多くの事業者が高い水準にあり、各評価点に関する取り組み意欲も比較的高いことから、本制度導入の意義は大きいと考えられる。
- ・一方、評価項目が多い、制度がわかりにくいとの意見や、評価項目によっては費用等が負担となり企業規模により達成が困難であるといった意見も見られた。
- ・評価対象としている取組みには一定程度時間を要することも想定されるため、達成状況の動向等にも着目しながら、引き続き丁寧な説明周知によって理解促進を図る必要がある。

(4) 今後の取組み

- ・上記の検証によって、試行件数が少ないながらも、価格だけではなく、公契約条例に基づく評価項目が競争の一部として機能し、事業者の取り組み意欲の向上にも寄与するものであることが一定程度確認できた。
- ・一方、アンケートでは、評価項目の達成にあたっての障壁や負担等に関する意見もあったところである。
- ・評価項目の実効性確保や事務負担の軽減等、今後の制度運用にあわせ検討すべき内容はあがるが、直ちに直すべき点は確認されていない。
- ・本制度が目指す品質と価格のバランスのとれた入札の実現は、経営環境や労働条件の向上も念頭に置くものであり、引き続き事業者の意見や入札状況の推移に留意すべきであるものの、継続的な発注によって制度の定着と事業者の取り組み促進を図っていく必要がある。
- ・また、今年度の試行実施規模では分析が十分でないことから、経年変化も含め本格実施に向けた検証を引き続き行うべく、来年度については、年間発注件数の2～3割程度を目途に規模を拡大し試行実施を継続することとする。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月	公契約適正化委員会、入札監視委員会にて審議
11月	企画総務常任委員会にて報告、区HP等で公表
令和5年2月	令和5年度入札公告の開始（試行）
令和5年度	試行拡大実施及び試行結果検証・公表

総合評価方式の試行実施状況(令和4年9月30日現在)

案件(工種)	予定価格 (税抜)	入札参加 者数(辞退 等含む)	応札者数	価格以外の評価(落札者)							価格評価(落札者)			総評価点 (落札者)	落札額 (税抜)	落札率
				評価点 計			評価点 50点換算	評価点 順位	入札金額	価格点	価格点 順位					
				施工能力 評価点	地域貢献 評価点	公契約 評価点										
1	道路舗装工事①	67,088,000	11	5	15	12	5	32	36.36363	2	59,360,000	49.99913	2	86.36276	59,360,000	88.48%
2	道路舗装工事②	69,325,000	7	5	15.5	12	7	34.5	39.20454	1	62,500,000	49.52028	3	88.72482	62,500,000	90.15%
3	下水道施設工事	34,514,000	7	4	11.5	12	5	28.5	32.38636	1	30,513,000	49.98101	2	82.36737	30,513,000	88.40%
4	一般土木工事①	128,615,000	4	1	9.5	9	2	20.5	23.29545	1	118,583,000	46.22455	1	69.52000	118,583,000	92.19%
5	一般土木工事②	59,068,000	2	1	15.5	12	5	32.5	36.93181	1	52,470,000	49.99868	1	86.93049	52,470,000	88.82%
6	建築工事①	65,560,000	8	3	3	5	0	8	8.00000	3	59,000,000	49.98429	1	57.98429	59,000,000	89.99%
7	建築工事②	13,599,000	5	1	6.5	10	2	18.5	26.42857	1	13,130,000	28.75450	1	55.18307	13,130,000	96.55%
8	建築工事③	37,071,000	2	1	8.5	10	4	22.5	26.78571	1	33,156,500	49.99618	1	76.78189	33,156,500	89.44%
9	電気工事①	36,128,000	6	2	11	12	3	26	30.95238	1	35,000,000	29.62078	1	60.57316	35,000,000	96.87%
10	電気工事②	11,667,000	7	5	8	12	3	23	32.85714	1	9,500,000	40.86605	3	73.72319	9,500,000	81.42%
11	給排水衛生工事①	22,513,000	3	3	11	12	3	26	30.95238	1	21,830,000	28.66819	1	59.62057	21,830,000	96.96%
12	給排水衛生工事②	12,560,000	3	3	6.5	10	3	19.5	27.85714	1	12,050,000	33.91236	1	61.76950	12,050,000	95.93%
13	造園	10,643,000	4	3	9	8	1	18	21.42857	1	10,418,800	18.76742	1	40.19599	10,418,800	97.89%
14	解体工事	158,300,000	9	6	13	0	9	22	22.00000	1	138,300,000	43.87642	4	65.87642	138,300,000	87.36%
15	一般塗装	40,215,000	13	5	12.5	10	0	22.5	25.56818	2	38,600,000	35.32111	2	60.88929	38,600,000	95.98%
									平均 28.06746		平均 40.36606		平均 68.43352	平均 91.76%		

工種別評価点平均 ※網掛けは全体と比較して高いもの

	価格点平均 (50点満点)	価格点以外の 評価点平均 (50点満点)	総評価点平均 (100点満点)
建築(A~C)	37.49197	16.33333	53.82531
建築(C~D)	49.99618	26.78571	76.78189
建築(C~E)	28.7545	26.42857	55.18307
一般塗装	24.63756	23.97726	48.61483
解体	34.13345	14.00000	48.13345
道路舗装(A~C)	44.56229	32.89772	77.46001
一般土木(A~C)	48.11161	30.11363	78.22524
下水道施設(A~D)	46.15176	30.11363	76.26539
電気(A~B)	18.9494	28.2738	47.22321
電気(B~C)	29.31381	26.28571	55.59952
給排水衛生(A~B)	18.37244	26.78571	45.15815
給排水衛生(B~C)	20.57876	21.66666	42.24542
造園(251~450位)	15.81984	20.03967	35.85952
全体	33.21769	25.19191	58.40961

(価格点に関して)

土木工事では満点の50点に近い応札が多い。
価格点の平均が低い工種においては予定価格付近の応札が多い。

(価格点以外の評価点に関して)

解体工事では区との契約実績がない区外事業者の参加が多かったため、工事成績点を得られない事業者も多く、低い評価点となっている。
区内事業者を対象に入札を行った他の工種では、土木工事(道路舗装・一般土木・下水道施設)の案件の点数が他の工種に比べて高い傾向にある。

応札者の公契約評価点の平均点(達成状況の検証)

	資金支払の状況 (-2~0点)	労働福祉の状況 (3点)	労働安全衛生 (4点)	建設キャリア アップシステム (2点)	男女共同参画、 ワーク・ライフ・ balan ス (2点)	障害者雇用 (-2~2点)	若年者雇用 (2点)
建築(A~C)	0	1.33	0	0.66	0	0	0
建築(C~D)	0	2	0	2	—	—	—
建築(C~E)	—	2	0	—	—	—	—
一般塗装	-1.2	2.2	0.4	1.2	—	—	—
解体	-0.33	3	1	2	0	0.66	0.16
道路舗装(A~C)	-0.4	2.7	1.2	1.8	—	—	—
一般土木(A~C)	-1	2.5	1	1	—	—	—
下水道施設(A~D)	-0.5	2.5	0.5	1.5	—	—	—
電気(A~B)	0	3	0	0	—	—	—
電気(B~C)	—	2	0	—	—	—	—
給排水衛生(A~B)	—	3	0	0	—	—	—
給排水衛生(B~C)	—	2.66	0	—	—	—	—
造園(251~450位)	—	2.33	0	0	—	—	—
全体	-0.48	2.47	0.5	1.23	0	0.44	0.11

「資金支払の状況」は、下限額が守られることを前提とした配点としたが、「遵守できない」とし、減点となる事業者が一定数いる。
「労働福祉の状況」は、どの工種でも建退共への加入等が進んでいるが、一部、最低限の社会保険の加入にとどまる事業者もいる状況である。
「労働安全衛生」は、建設業労働災害防止協会への加入で加点されているものしかなく、コスモス認定等を受けた事業者はいなかった。
「建設キャリアアップシステム」は比較登録している事業者が多いが、電気・給排水衛生・造園では加点となった参加者がいない状況である。

応札者の施工能力・地域貢献評価点の平均点 ※網掛けは全体と比較して高いもの

	施工能力評価点				地域貢献評価点		
	工事成績 (13点)	優良工事実績 (3点)	技術者の資格 (2点)	技術者の実績 (2点)	災害時協力協定 (6点)	区内本店事業者 (3点)	地域経済振興 (6点)
建築(A~C)	3.66	0	2	1.66	2	3	2
建築(C~D)	6.5	0	2	—	3	3	4
建築(C~E)	6.5	—	—	—	3	3	4
一般塗装	7.1	0.4	1.8	1.6	3	3	1.6
解体	3.58	0.33	1.33	1.41	0	0.5	0.33
道路舗装(A~C)	9.25	2.5	1.4	0.8	2.4	2.7	4.6
一般土木(A~C)	8	1.5	1.5	1.5	1.5	3	6
下水道施設(A~D)	9	2	1.5	1	2.25	2.25	4.5
電気(A~B)	7.75	2	2	—	3	3	3
電気(B~C)	7.4	—	—	—	2.4	3	3.6
給排水衛生(A~B)	7.5	1	1.66	—	3	3	3.33
給排水衛生(B~C)	3.83	—	—	—	3	3	2.66
造園(251~450位)	6.5	0	1.33	—	3	3	0.66
全体	6.9	1.2	1.56	1.21	2.25	2.56	3

「技術者の資格」の平均点を見ると、どの工種でも2級技術者以上を配置している傾向にある。
「技術者の実績」では、多くの事業者が類似工事以上の経験を有する技術者を配置予定としている傾向にある。
「災害時協力協定」では、協定を締結していることでの加点しかなく、現時点では活動実績での加点はなかった。
「区内本店事業者」は、解体以外の業種は区内事業者のみを対象とした発注であったため、多くの事業者が加点対象となった。

※比較対象の条件：価格競争入札においては令和2～4年度に発注した案件との比較、従来の総合評価方式（施工能力審査型）においては平成29～令和3年度に発注した案件との比較となる。
各工種においては当該期間において同一格付の事業者に発注した入札と比較している。

入札実施件数

	全体	道路舗装 (A-C)	一般土木 (A-C)	下水道 (A-D)	建築 (A-C)	建築 (C-D)	建築 (C-E)	一般塗装	解体	電気 (A-B)	電気 (B-C)	給排水衛生 (A-B)	給排水衛生 (B-C)	造園 (251-450位)
新総合評価方式	15	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
価格競争入札	546	48	8	17	30	51	30	8	13	12	22	18	2	9
従来の総合評価方式	49	4	5	0	3	6	0	3	0	8	0	1	1	1

入札参加者数（平均）（総参加者数/案件数） ※希望申請を受付し、資格確認結果通知書を送付した事業者数。辞退等により応札しなかった事業者も含む。

	全体	道路舗装 (A-C)	一般土木 (A-C)	下水道 (A-D)	建築 (A-C)	建築 (C-D)	建築 (C-E)	一般塗装	解体	電気 (A-B)	電気 (B-C)	給排水衛生 (A-B)	給排水衛生 (B-C)	造園 (251-450位)
新総合評価方式	6.2	9	4	7	8	2	5	13	9	6	7	3	3	4
価格競争入札	5.46	8.41	3.75	5.35	8.16	5.17	4.6	13.75	6.3	9.08	7.04	3.16	3	5
従来の総合評価方式	4.44	3.25	3.2	—	4.66	3.5	—	10	—	4.25	—	3	4	5

応札率（平均）（応札者数/入札参加者数） ※入札参加者のうち、応札した事業者の割合。

	全体	道路舗装 (A-C)	一般土木 (A-C)	下水道 (A-D)	建築 (A-C)	建築 (C-D)	建築 (C-E)	一般塗装	解体	電気 (A-B)	電気 (B-C)	給排水衛生 (A-B)	給排水衛生 (B-C)	造園 (251-450位)
新総合評価方式	54.42%	48.21%	25.00%	57.14%	37.50%	50.00%	20.00%	38.46%	66.66%	33.33%	71.42%	100%	100%	75.00%
価格競争入札	61.00%	40.60%	46.42%	52.42%	49.10%	40.58%	56.69%	57.69%	78.01%	58.06%	55.25%	85.18%	66.66%	93.97%
従来の総合評価方式	57.82%	31.24%	35.00%	—	63.33%	62.50%	—	73.33%	—	42.91%	—	66.66%	75.00%	100.00%

落札率（平均）（落札金額/予定価格の平均） ※各案件における落札率の平均値。

	全体	道路舗装 (A-C)	一般土木 (A-C)	下水道 (A-D)	建築 (A-C)	建築 (C-D)	建築 (C-E)	一般塗装	解体	電気 (A-B)	電気 (B-C)	給排水衛生 (A-B)	給排水衛生 (B-C)	造園 (251-450位)
新総合評価方式	91.76%	89.31%	90.50%	88.40%	89.99%	89.44%	96.55%	95.98%	87.36%	96.87%	81.42%	96.96%	95.93%	97.89%
価格競争入札	91.24%	90.20%	89.51%	92.46%	87.81%	91.85%	89.83%	96.53%	81.82%	84.02%	83.96%	97.61%	98.02%	93.53%
従来の総合評価方式	95.46%	96.94%	95.81%	—	89.61%	88.76%	—	94.78%	—	95.97%	—	99.54%	96.99%	93.63%

不調率（不調（中止含む）/入札実施件数） ※入札を実施した件数のうち、不調の発生率。

	全体	道路舗装 (A-C)	一般土木 (A-C)	下水道 (A-D)	建築 (A-C)	建築 (C-D)	建築 (C-E)	一般塗装	解体	電気 (A-B)	電気 (B-C)	給排水衛生 (A-B)	給排水衛生 (B-C)	造園 (251-450位)
新総合評価方式	0.00%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.00%	0%	0%
価格競争入札	9.52%	6.25%	25.00%	5.88%	6.66%	13.72%	33.33%	0%	23.07%	0%	9.09%	5.55%	50%	44.44%
従来の総合評価方式	8.16%	0%	20%	—	33.33%	16.66%	—	0%	—	12.50%	—	0%	0%	0%

低入札価格調査実施件数

	全体	道路舗装 (A-C)	一般土木 (A-C)	下水道 (A-D)	建築 (A-C)	建築 (C-D)	建築 (C-E)	一般塗装	解体	電気 (A-B)	電気 (B-C)	給排水衛生 (A-B)	給排水衛生 (B-C)	造園 (251-450位)
新総合評価方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
価格競争入札	17	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
従来の総合評価方式	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

総合評価方式における得点状況（全体）

	価格点平均	価格点以外の 評価点平均	総評価点平均	価格点が1位でない 者が落札した割合
新総合評価方式	33,21769	25,19191	58,40961	40%
従来の総合評価方式	3.19	15.85	19.04	12.24%

*価格点は新総合評価方式では50点満点、従来の方式では入札価格が安いほど高得点となり満点の考え方がない

*価格点以外の評価点は新総合評価方式では50点満点、従来の方式では25点満点

〈検証〉

- ・入札参加者数について、新総合評価15件全体の平均が6.2者と価格競争入札の平均5.46者と同程度の参加者があった。
- ・応札率について、工種により差はあるが、全体としては価格競争入札の平均と同程度であった。
- ・落札率は全体としてそれほどの差は見られない。
- ・検証時点では不調となる案件は発生していない。
- ・新総合評価方式は従来の方式と比べると、価格点とそれ以外の評価点の均衡がとれている。また、価格点が1位でない者が落札した割合が高い。

世田谷区建設工事総合評価方式参加事業者アンケート検証

アンケート実施概要

(1) 対象者

- ・世田谷区建設工事総合評価方式入札への参加事業者 ※入札辞退事業者へも回答を依頼

(2) 回答数（令和4年9月30日現在）

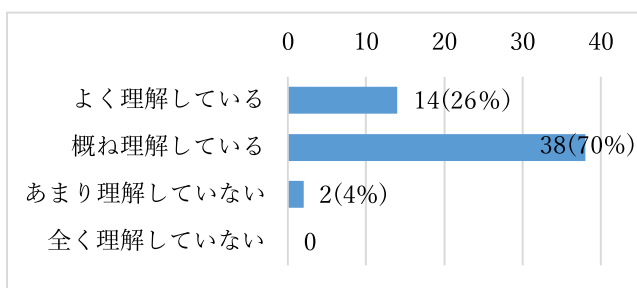
54件

(3) 集計方法

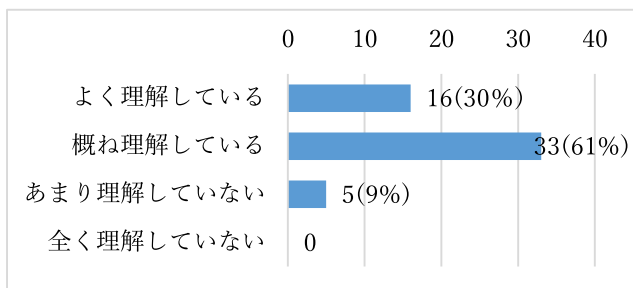
各質問項目において回答を集計するとともに、自由記述欄の内容は要旨として要約、抜粋した。なお、制度全般に関する意見として回答のあった内容は、それぞれ関連する部分に掲載した。

1 世田谷区建設工事総合評価方式について

Q1-1 「世田谷区建設工事総合評価方式」が公契約条例の趣旨を反映した制度であることについての理解度



Q1-2 公契約条例の理解度

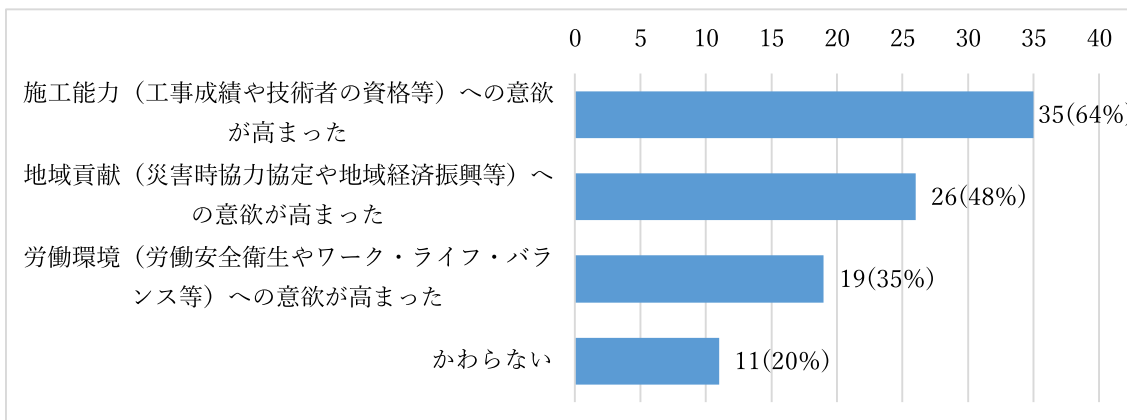


◆「制度全般に関する意見」の関連内容

- ・世田谷区公契約条例において定める労働報酬下限額を広めるための発信を継続することは必要だと認識しているが、従前の総合評価方式の方が内容としてはわかりやすかった。
- ・公契約条例の理想を掲げたことは理解するが、今後はより具体的な少し上の目標を提示することで地域建設業の底上げを希望する。

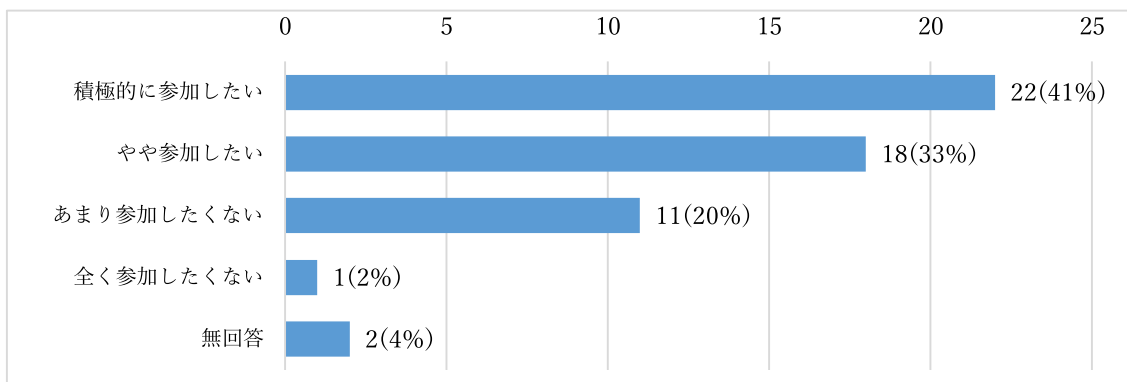
→約9割の事業者が公契約条例の趣旨を踏まえ、理解したうえで、世田谷区建設工事総合評価方式に参加していることがわかる。ただし少数ではあるが公契約条例についてあまり理解していないと回答した事業者もいる。

Q 1-3 総合評価方式入札に参加したことによる工事受注にあたっての取り組み意欲の変化
※複数回答可



→総合評価方式入札に参加したことにより、施工能力への意欲が高まったという意見が多かった一方、労働環境への意欲が高まった事業者は3分の1程度にとどまっている。

Q 1-4 今回の入札に参加した経験を踏まえた今後の総合評価方式入札への参加意向



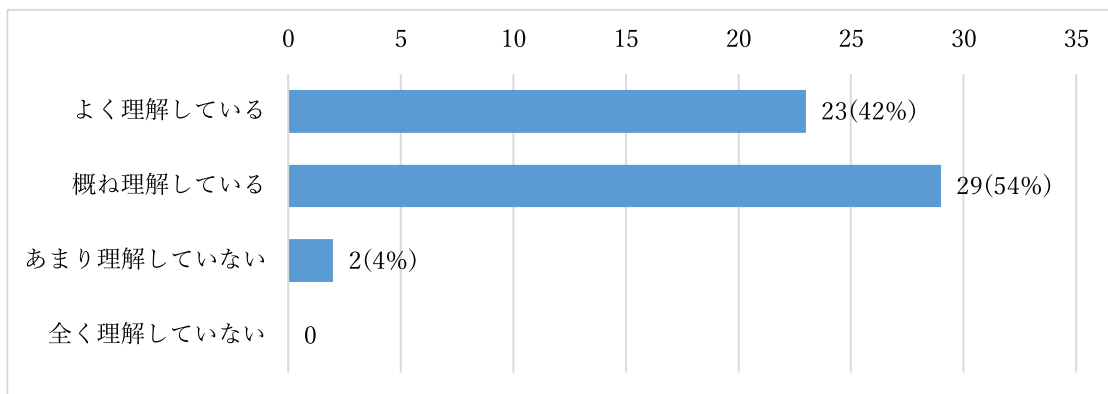
◆「制度全般に関する意見」の関連内容

- ・地元の産業繁栄に寄与するため、今後はより案件数を増やしたほうがよい。
- ・総合評価方式入札の経験がないため対応には戸惑ったが、理解を深めて取り組んでいきたい。

→約7割の事業者において、今後も総合評価方式入札へ参加したいと回答している。地元の産業繁栄などにもつながり、案件数を今後増やしたほうが良いという意見もある一方、あまり参加したくない、全く参加したくないという回答が約2割の事業者からあった。

2 価格評価について

Q2-1 評価基準価格による価格評価方法の理解度



Q2-2 《 Q2-1で「あまり理解していない」又は「全く理解していない」と回答した方のみ回答 》 不明点やわかりづらい部分についてお答えください。

(要旨)

- ・ 全体的にわかりづらい。
- ・ 評価基準価格の設定が低く、予定価格との乖離が大きい。公契約条例遵守の観点からも正しくかつ厳格に設定すべきである。

◆ 「制度全般に関する意見」の関連内容

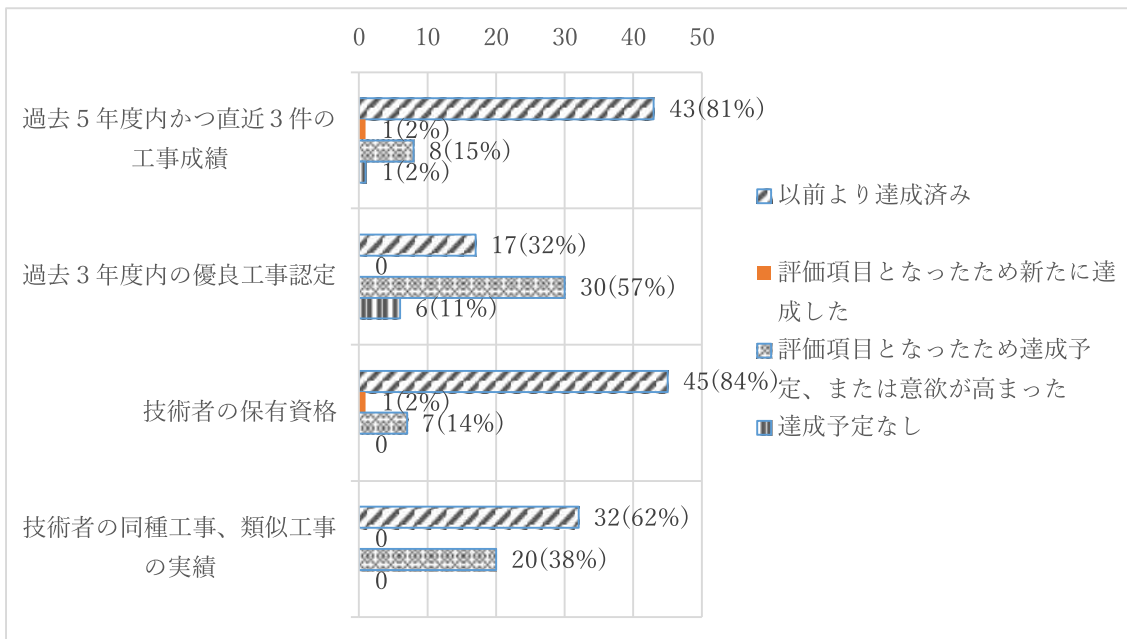
- ・ 総合評価方式を採用せずとも、入札参加条件の工夫や低入札価格調査によって、過度な低価格入札は抑制できるのではないかと。また、それらの手法によって事業者の経営環境改善や適正な労働環境の確保、公共事業の品質確保にもつなげることができる。

→ 9割以上の事業者において、評価基準価格による価格評価方法について「よく理解している」「概ね理解している」との回答が得られた。

3. 価格以外の評価項目について

Q3-1 各評価項目の取得・達成状況等

・施工能力評価点



《 Q3-1で「達成予定なし」と回答した方のみ回答 》
その理由を、評価項目ごとにお答えください。

(要旨)

【工事实績】

- ・本店が区外にあることなどの理由から、世田谷区の案件を受注したことがないため。

【優良工事实績】

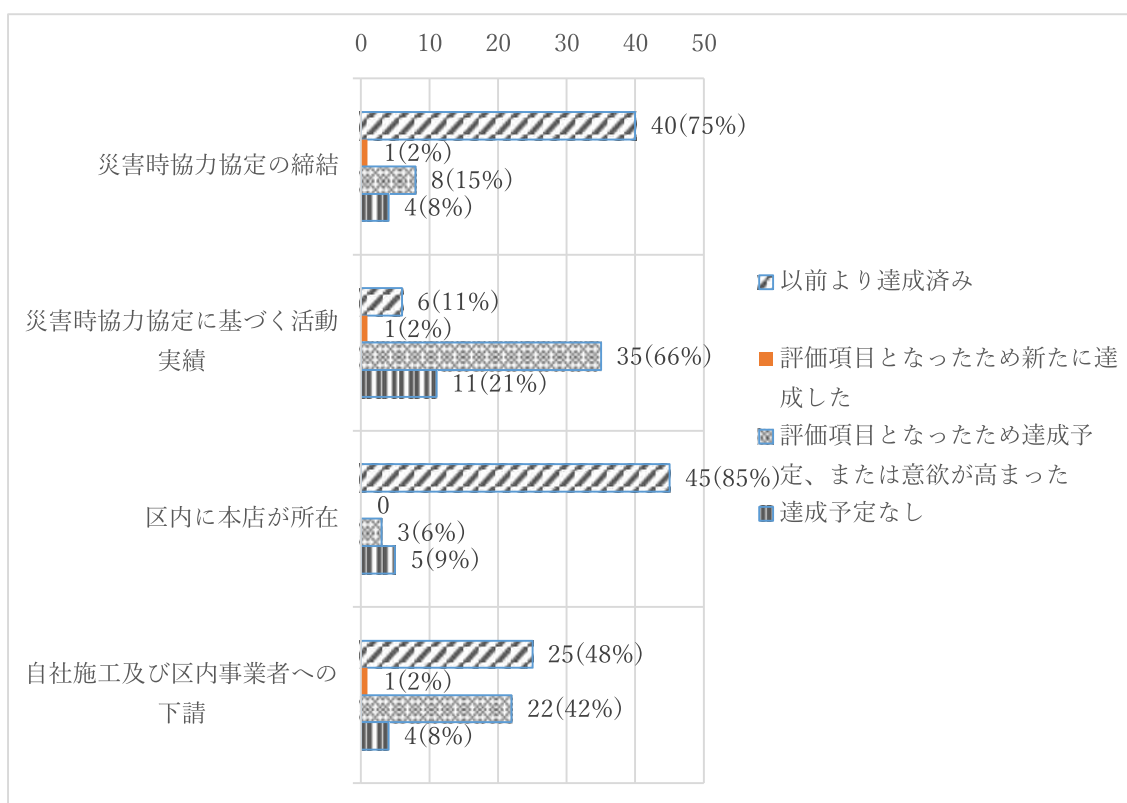
- ・工種の特性上、加点要素が少なく高い工事成績評定を取ることが難しいため。

◆「制度全般に関する意見」の関連内容（要旨）

- ・世田谷区の工事实績のみではなく、都や他の市区町村の実績も評価対象に含めてほしい。また、工種によっては発注件数が少なく過去5年度の工事成績を維持できないため、評価対象年数を伸ばしてほしい。
- ・価格点が高い事業者が、その他の評価点が低い場合でも落札している案件もあり、評価点の割合等を精査していくべきである。
- ・監督員によって工事成績評定の点数に差がある。

→施工能力評価点においては、優良工事認定についての項目以外「以前より達成済み」の回答が多かったが、どの項目においても、現時点では達成できていないが、「評価項目となったため達成予定、または意欲が高まった」と回答する事業者が多くみられた。また、工事成績や技術者の資格について、評価項目となったため新たに達成した事業者もみられた。

・地域貢献評価点



《 Q3-1で「達成予定なし」と回答した方のみ回答 》
その理由を、評価項目ごとにお答えください。

(要旨)

【災害協力協定の協定に基づく活動実績】

- ・災害が発生しない限り達成できない、また、活動するか否かの決定権が団体にあるため。

【区内本店】

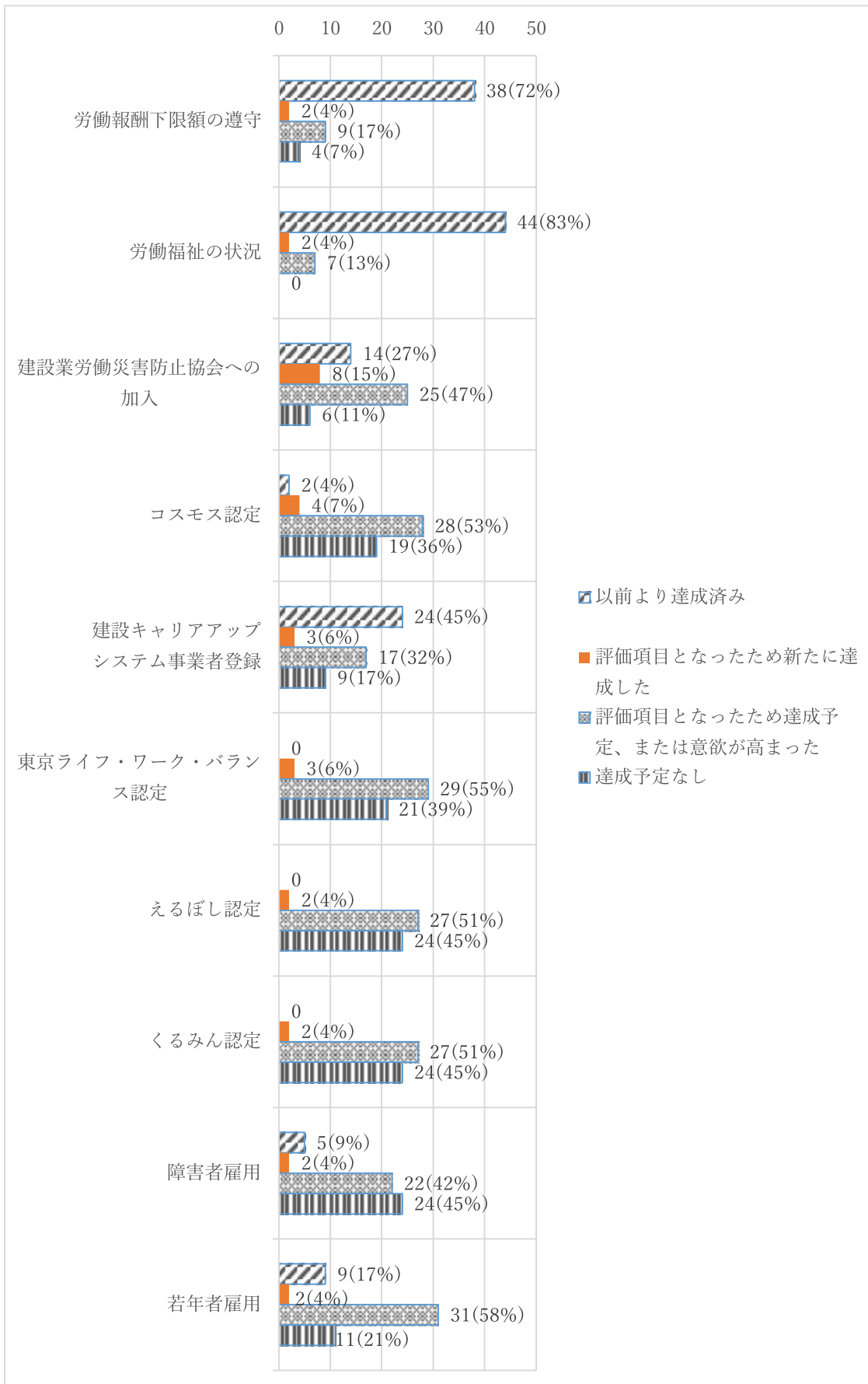
- ・世田谷区に本店を移転する予定がないため。

【自社施工及び区内事業者への下請】

- ・規模や技術面に対応可能な区内事業者が少ないことや、長年付き合いのある協力事業者を変更することは難しいため。

→ほぼ全ての項目について、「以前より達成済み」もしくは「評価項目となったため達成予定、または意欲が高まった」と回答があった。災害時協力協定や区内下請に関する項目については、少数ではあるが「評価項目となったため新たに達成した」との回答が得られた。

・ 公契約評価点



《 Q3-1で「達成予定なし」と回答した方のみ回答 》

その理由を、評価項目ごとにお答えください。

(要旨)

【賃金支払の状況】

- ・自社に限定すれば達成の可能性はあるが、下請業者の賃金等を把握することは容易でないため。

【コスモス認定】

- ・認定料が高く、取得のメリットがあるのか疑問である。また、認定が増えると社内担当者の負担も増加するため。

【建設キャリアアップシステム】

- ・管理等の複雑さから、取得は難しい。

【東京ライフ・ワーク・バランス認定、えるぼし認定、くるみん認定】

- ・一定程度規模の大きい会社でなければ認定取得が難しい。また、上記認定がされていなくとも社内規定を定めることにより目的を達成することができると思われるため。

【障害者雇用】

- ・会社の規模が小さいと雇用のハードルが高く、雇用した場合、担当作業の切分けや安全管理等の対応が困難であるため。

【若年者雇用】

- ・若年者からの応募も少ない中、環境整備や他の従業員の理解を得ることなどの課題がある。

【その他】

- ・評価項目が多く、費用が高いものもあるため中小企業では継続的に取り組むことが難しい。
- ・評価項目を取得した一部の企業に受注が集中する恐れがある。

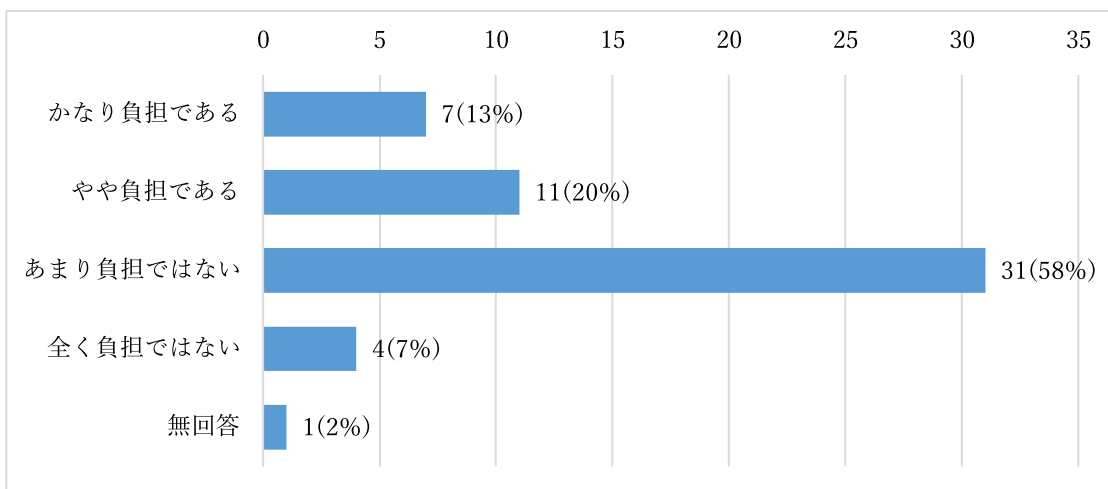
◆「制度全般に関する意見」の関連内容（要旨）

- ・「労働安全衛生」におけるコスモス又はコンパクトコスモスの認定は費用が高額であり、区内の中小企業が認定を受けることができるのか疑問である。
- ・区発注工事がワーク・ライフ・バランスを前提として発注されているのか疑問である。学校改修工事では休暇をほとんど取得できないものがある。
- ・「賃金支払の状況」については、関係者が多い工事の場合、すべての下請事業者から賃金台帳を提出してもらえない確証がなく、竣工後に証明できなかった際には工事成績評価が減点されるためリスクが大きい。

→「労働報酬下限額の遵守」及び「労働福祉の状況」については達成済みの事業者が多いが、そのほかの項目については、ばらつきがみられる。しかし、ほとんどについて既に達成済みと回答している事業者は少なく、今後達成予定などの回答が多い。また、認定料など取得に費用がかかるものなどについては、達成が難しいと回答する事業者も一定程度みられた。

4. 証明書類の提出等に要する事務負担について

Q4-1 証明書類の提出等に要する事務負担



Q4-2 《 Q4-1で「かなり負担である」又は「やや負担である」と回答した方のみ回答 》
事務負担と感じた点についてお答えください。

(要旨)

- ・ 提出書類が多く、資料集めに時間がかかる。
- ・ 慣れていない場合負担が大きいが、慣れればルーティンワークとして処理できると考える。

◆ 「制度全般に関する意見」の関連内容 (要旨)

- ・ 項目が多く、負担が大きい。アンケートの様式もわかりづらい。
- ・ 入札説明書において重要な部分は赤字になっている、申請書において自動計算になっているなど工夫されていてよかった。

→証明書類の提出等に要する事務負担については、「あまり負担ではない」「全く負担ではない」と回答した事業者が約6割であった。一方、少なからず負担と感じている事業者も3割以上おり、提出書類の準備に時間を要するなどの意見が上がった。

世田谷区建設工事総合評価方式の概要

I <評価項目と配点>

下記のとおり、3つの観点からそれぞれ評価項目を設定し、合計の評価値から落札者を決定する。

$$\text{評価値} = (\text{施工能力評価点} + \text{地域貢献評価点} + \text{公契約評価点}) + \text{価格点}$$

【100点満点】 【 50点満点 】 【50点満点】

1. 施工能力評価点（一部改定）【計 20 点】

<変更点>

評価の実効性を高める観点から、以下のとおり改定する。

- ① 工事成績：評価区分を細分化し、不良等の工事実績がある事業者は減点とする。
(0～13点の間で14段階⇒-2～13点の間で23段階)
- ② 優良工事実績：評価対象とする期間を短縮（過去5年度⇒過去3年度）、
対象実績が複数ある場合の加点を追加

評価項目	配点	評価の方法									
工事成績	-2～13	当該発注業種と同種の工事過去5年度内に完了したものを対象に、直近3件の工事成績評価を平均した値に応じて-2～13点									
優良工事実績	0～3	公表されている最新の年度を含む過去3年度内に優良工事に認定された案件が1件ある場合は2点、2件以上ある場合は3点									
配置予定技術者の資格	0～2	建設業の種類について1級技術者である場合は2点、2級技術者である場合は1点									
配置予定技術者の実績	0～2	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>同種工事</th> <th>類似工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監理（主任）技術者として係わった場合</td> <td>2点</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>担当技術者として係わった場合</td> <td>1点</td> <td>0.5点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当該発注工事と同一の工種で、高さ、長さ、面積等の規模や請負金額等が当該発注工事と同程度以上のものを「同種工事」、当該発注工事より小規模ながら経験として有用なものを「類似工事」という</p>		同種工事	類似工事	監理（主任）技術者として係わった場合	2点	1点	担当技術者として係わった場合	1点	0.5点
	同種工事	類似工事									
監理（主任）技術者として係わった場合	2点	1点									
担当技術者として係わった場合	1点	0.5点									

2. 地域貢献評価点（一部改定、項目追加）【計 15 点】

<変更点>

評価の実効性を高めるとともに公契約条例に基づく地域経済振興を評価するため、以下の項目を一部改定、項目追加する。

- ① 災害時協力協定の締結、区内本店の加点を拡充（それぞれ2点⇒3点）
- ② 災害時協力協定に基づく活動実績の評価を追加
- ③ 災害時協力協定に準ずる協定の評価を廃止
- ④ 地域経済振興として区内事業者への下請金額等の評価項目を追加

評価項目	配点	評価の方法
災害時協力協定	0～6	公告時点において区と災害時協力協定を締結している場合は3点、更に過去3年度内に災害時協力協定に基づき活動した実績がある場合は3点
区内本店	0～3	公告時点において、区内に本店を有し入札参加資格登録を受けている場合は3点
地域経済振興	0～6	過去3年度内に完了した区発注工事のうち直近3件の中から事業者を選んだ1件について、自社施工（区内の本店又は営業所に限る）及び区内事業者への下請（一次下請に限る）の金額が占める割合が25%以上であれば2点、50%以上であれば4点、75%以上であれば6点

3. 公契約評価点（新設）【計 15 点】

<新設の方針>

- ① 公契約条例の趣旨に沿った具体的な取組みを評価する。なお、同条例や法律等に遵守の規定のあるものについて未達成の場合は減点とする。
- ② 評価指標は、事業者が特段の負担を要せずに達成状況を客観的かつ容易に証明し得るものとするを念頭に、建設業法に基づく経営事項審査や国・都における各種認定制度等を基本とする。
- ③ 評価は原則として入札公告時点の事業者の達成状況に対して行う。ただし、「賃金支払の状況」については当該案件での取組みを評価するため、入札参加時に労働報酬下限額の遵守の誓約をもとに評価し、履行後に遵守状況を確認する。
- ④ 評価対象の事業者は原則として入札参加者であるが、「賃金支払の状況」については下請負者がある場合、その労働者への賃金支払いにおいても遵守が求められるため下請負者も含めて評価する。

評価項目	配点	評価の方法														
賃金支払の状況	-2～0	当該発注工事に従事する全職種について、世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額を遵守できない場合には-2点														
労働福祉の状況	0～3	退職金制度等の配備状況について、経営事項審査における「労働福祉の状況」の点数を評価する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>「労働福祉の状況」の点数</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.5点</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>3.0点</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>1.5点</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>5点以下</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	「労働福祉の状況」の点数	評価点	4.5点	3点	3.0点	2点	1.5点	1点	5点以下	0点				
「労働福祉の状況」の点数	評価点															
4.5点	3点															
3.0点	2点															
1.5点	1点															
5点以下	0点															
労働安全衛生	0～4	建設業労働災害防止協会へ加入していれば2点、同協会のコスモス（COHSMS）又はコンパクトコスモスに認定されていれば2点														
建設キャリアアップシステム	0～2	建設キャリアアップシステムへの事業者登録をしていれば2点														
男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス	0～2	次の制度について2つ以上の認定がされていれば2点、1つ認定されていれば1点 <ul style="list-style-type: none"> ・東京ライフ・ワーク・バランス認定 ・えるぼし認定 ・くるみん認定 														
障害者雇用	-2～2	<p>【法定雇用義務がある事業者の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定雇用率を達成の上、加えて1名以上を雇用</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>法定雇用率を達成</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>法定雇用率を達成していない</td> <td>-2点</td> </tr> </tbody> </table> <p>【法定雇用義務がない事業者の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名以上雇用</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>雇用していない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「1名」の定義は障害者雇用促進法における雇用率算定の考え方に準じる</p>	内容	評価点	法定雇用率を達成の上、加えて1名以上を雇用	2点	法定雇用率を達成	0点	法定雇用率を達成していない	-2点	内容	評価点	1名以上雇用	2点	雇用していない	0点
内容	評価点															
法定雇用率を達成の上、加えて1名以上を雇用	2点															
法定雇用率を達成	0点															
法定雇用率を達成していない	-2点															
内容	評価点															
1名以上雇用	2点															
雇用していない	0点															
若年者雇用	0～2	経営事項審査における「若年技術職員の継続的な育成及び確保」「新規熟年技術職員の育成及び確保」において2つとも該当していれば2点、1つのみ該当していれば1点														

※1～3の各評価点のうち、個々の発注案件にどの評価項目を用いるかは案件ごとに定める。

II <価格の評価>

価格点の算定方法

<価格点の考え方>

(1) 評価の方法

価格点は、入札価格から右の算定式に基づき、算出する。最も適正と考えられる価格として評価基準価格を設定し、当該価格での入札を満点（50点）として評価する。

(2) 評価の特徴

- ①東京都の総合評価方式における評価方法に準拠し、評価基準価格を下回るほど価格評価が逓減する。
- ②評価基準価格近傍の入札においては価格評価の差が小さく、評価基準価格から離れるほど差が大きくなる評価方法とする。また、原則として、評価基準価格との差が同額で評価基準価格より高い入札と低い入札があった場合は、価格が低い入札の価格点が高くなるように設定する。

(3) 評価基準価格の算定方法

評価基準価格の設定にあたっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質確保の徹底の観点から、国においては調査基準価格の算定方法とされ、また、東京都の総合評価方式においては区の評価基準価格に相応する価格の算定方法とされている算定式を採用する。

<算定式>

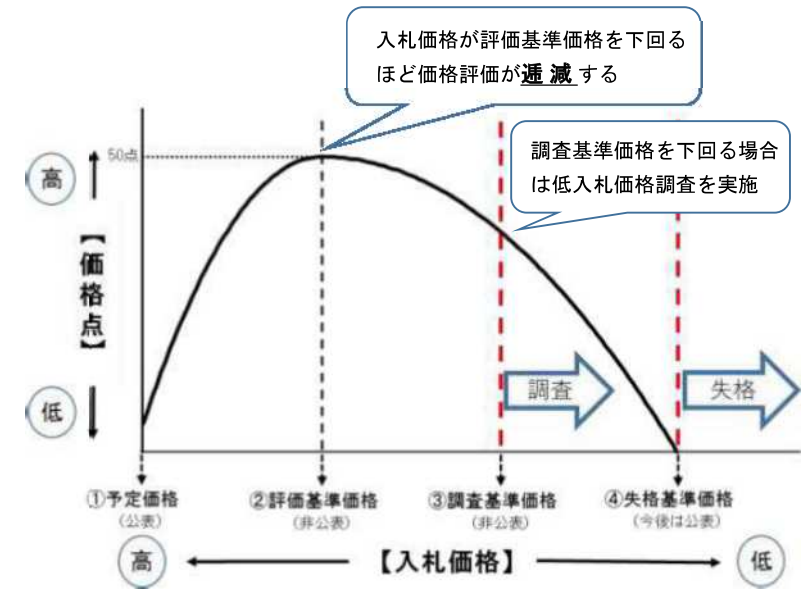
(1) 「入札価格 ≥ 評価基準価格」の場合

$$50 - 50 \times \frac{9 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{評価基準価格}}{\text{予定価格} - \text{評価基準価格}} \right)^2}{10 \times \left(\frac{\text{評価基準価格} - 1}{\text{予定価格} - 1} \right)^2}$$

(2) 「入札価格 < 評価基準価格」の場合

$$50 - 50 \times \frac{\left(\frac{\text{入札価格} - \text{評価基準価格}}{\text{予定価格} - \text{評価基準価格}} \right)^2}{\left(\frac{\text{評価基準価格} - \text{失格基準価格}}{\text{予定価格} - \text{失格基準価格}} \right)^2}$$

<イメージ図>



[各価格の考え方] 各価格の設定は高い順から、①予定価格、②評価基準価格、③調査基準価格、④失格基準価格とする。

種別	考え方	算定方法	設定範囲	金額の公表
① 予定価格	契約金額の上限としてあらかじめ設定する価格。競争入札は予定価格の制限の範囲内で行われる。	積算基準等によって適正に算出された設計金額に基づき決定する。直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、発生材売却費等によって構成される。	—	事前公表
② 評価基準価格	予定価格の制限の範囲内で競争入札を行うことで、企業の工夫等により一定の見積努力が可能と考えられるが、適正な労働環境、品質を確保するため、最も適正と思われる価格として評価基準価格を設定し、評価基準価格を下回る入札では価格点が逓減するものとする。	直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.55+発生材売却費等 ※解体工事の場合は、直接工事費の乗率を0.8とする。	予定価格の75%~92%	非公表
③ 調査基準価格	契約の内容に適合した履行がされないおそれのある価格での落札を防止するため、調査基準価格を設定し、当該価格を下回る入札については低入札価格調査を実施する。	算定式は非公表	予定価格の75%~92% (これまでは70%~90%)	非公表
④ 失格基準価格	契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格として失格基準価格を設定し、当該価格を下回る入札は失格とする。	算定式は非公表	設定範囲は定めない (これまでは調査基準価格の範囲内)	事前公表 (これまでは非公表※)

※失格基準価格は「世田谷区建設工事総合評価方式」でのみ事前公表とし、他の価格競争入札では従前通り非公表とする。